

(平成22年1月14日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認静岡地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	20 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	14 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から60年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年4月から60年1月まで

昭和59年4月ごろ、夫と一緒に勤務していた会社から国民健康保険に変更するように言われ、その手続は会社で行ってくれ、このころの国民年金の加入については記憶が曖昧であるが、国民年金保険料の請求も来るようになったので納付していた。

その後、昭和59年8月に転居したが、児童手当等の申請に併せて国民年金の手続をして保険料も納めているはずなので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入となっているが、その夫は施設に収容中であつたと述べており、申立人の夫の年金記録を見ると、厚生年金保険被保険者資格喪失後の昭和59年5月に国民年金に加入し、当月から60年3月まで国民年金保険料を申請免除されていることから、申立人が、その夫に係る国民年金の手続を行ったと考えられ、申立人自身の国民年金に係る手続を行わなかったとするのは不自然と言える。

また、申立人は、転居した昭和59年8月に児童手当の申請と併せて国民年金に係る手続を行ったと述べており、事実、この当時申立人は母子家庭で、手当対象児童が二人以上いるほか、申立人の居住する市では、同申請時に国民年金に未加入であれば加入手続を行うよう指導していたとしている上、申立人は、申立期間当時、国民健康保険に加入していたことがうかがえ、同市では国民健康保険と同時に国民年金の加入手続を行うよう指導していたことから、国民年金に加入していたとする申立人

の主張は不合理ではない。

さらに、申立期間は10か月と短期間である上、申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和44年8月以降に申立期間を除くと未納は無く、厚生年金保険と国民年金の切替手続も適切に行っており、申立人の納付意識は高かったと言える。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年3月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年3月から同年5月まで

私は、昭和60年3月15日に職場を退職し、翌日、市役所で国民年金の加入手続をし、この時に窓口で厚生年金保険の年金手帳に国民年金の番号を記入してもらったものを持っている。国民年金保険料は、その後自宅に送られてきた納付書を持って市役所に行き、申立期間の保険料を納付したので、保険料が未納となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和60年4月に払い出されていることから、このころ国民年金の加入手続を行ったと推測され、申立人の主張するとおり、申立人は、退職後すぐに国民年金に加入したと推認できる。

また、申立人の両親は、申立期間当時、申立人が国民年金保険料及び国民健康保険税を納付していたと思うとしており、国民健康保険税については納付していたことが確認できる上、申立人の居住する市では、国民健康保険及び国民年金に係る窓口は同じであったことから、申立人が、国民健康保険税と同様に申立期間に係る国民年金保険料を納付していたとしても不自然ではない。

さらに、申立期間は3か月と短期間である上、申立人の所持する年金手帳を見ると、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した直後の昭和60年3月16日に国民年金被保険者資格を取得し、再度、厚生年金保険に加入した申立期間直後の同年6月1日に同資格を喪失しているこ

とから、当時、厚生年金保険と国民年金の切替手続を適切に行っていたことがうかがえ、当該手続を行ったにもかかわらず、納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和20年7月31日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年7月15日から20年7月31日まで

A事業所B工場に勤務していた期間について、社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

昭和20年7月に赤紙が届き、同年8月に入営するまで勤務していたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和17年1月23日から20年7月30日までA事業所B工場に勤務し、その間、厚生年金保険に加入していたとしているが、社会保険事務所(当時)の記録では、19年7月15日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものとされている。

しかし、同僚が「自分は昭和19年12月に戦争に行ったが、その時には、申立人はまだA事業所B工場に勤務していた。」と証言していること、及び申立人がA事業所B工場での業務内容や退職に至った事実関係を具体的に主張していることから判断すると、申立人は申立期間においてA事業所B工場に在籍していたことが推認できる。

また、申立人は、「昭和20年7月に実家に赤紙が届き、父親が同年7月30日にA事業所B工場に赤紙を届けに来て、そのまま退職手続きをして入営した。」と主張しているところ、C県D部が保管する陸軍戦時名簿から、申立人の入営日が昭和20年8月4日であることが確認でき、申立人はA事業所B

工場に昭和 20 年 7 月 30 日まで勤務し、同年 8 月 4 日に入営したことが推認できる。

一方、A 事業所（現 E 事業所）に申立期間当時の従業員の記録を確認できる書類の存否について照会したところ、天災により喪失したと回答している。

また、A 事業所 B 工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿について、社会保険事務局（当時）の担当者は、「当該名簿は、番号が飛んでいるなどの状態から、後年書き替えられたものであると思われるが、これは戦災による焼失が原因であると考えられる。」としている。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）については、備考欄に「28. 5. 17 紛失」の記述から書き替えられたものであることが確認できる。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の事実に則した記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないと言ふべきである。

以上を踏まえて本件をかながみるに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、申立人の申立てに係る A 事業所 B 工場における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和 20 年 7 月 31 日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災、火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

## 静岡厚生年金 事案 801

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B工場における資格喪失日に係る記録を昭和41年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月31日から同年9月1日まで

昭和41年4月1日からA事業所B工場に勤務し、同年9月1日に同事業所本社に異動するまで継続して同事業所B工場に勤務していたにもかかわらず、途中で厚生年金保険の被保険者期間が抜けていることは納得できないので年金記録の訂正を求める。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、C事業所（A事業所の後継事業所）から提出された発令簿、退職金計算書などから判断すると、申立人は、A事業所に継続して勤務し（昭和41年9月1日にA事業所B工場から同事業所本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所B工場における昭和41年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和41年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、当該社会保険事務所（当時）の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社

会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年8月の保険料についての納入の告知を行っておらず（社会保険事務所（当時）が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B工場における資格取得日に係る記録を昭和55年8月11日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年8月11日から同年9月11日まで

昭和55年8月11日に、A事業所C工場からA事業所B工場に異動し、平成3年3月31日の定年まで継続して勤務していたが、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているため、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A事業所が保管する申立人に係る人事記録及びA事業所の回答から判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し（昭和55年8月11日にA事業所C工場から同事業所B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間の前後の社会保険事務所（当時）の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が提出した「被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」において、申立人に係るA事業所B工場における資格取得日が昭和55年9月11日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る55年8月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B工場における資格喪失日に係る記録を昭和39年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月1日から同年11月1日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

昭和34年4月の入社以来、定年まで途中一度も退職することなく在籍していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び労働者名簿から判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し(昭和39年11月1日にA事業所B工場から同事業所C工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る申立期間前後の社会保険事務所(当時)の記録及び当該期間の標準報酬月額に関するA事業所の回答から3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、A事業所B工場から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が昭和39年5月1日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、

社会保険事務所（当時）は同年5月から同年10月までの厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所（当時）が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B店における資格取得日に係る記録を昭和42年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月1日から同年7月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について確認したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

A事業所には継続して勤務していたので、申立期間についても厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、厚生年金基金の記録、A事業所の回答などから判断すると、申立人は、A事業所に継続して勤務し(昭和42年6月1日にA事業所本社から同事業所B店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所B店における昭和42年7月の社会保険事務所(当時)の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格喪失日の記録を昭和28年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名：男  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和5年生  
住所：

### 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和28年6月30日から同年7月1日まで

厚生年金保険加入期間について社会保険事務所(当時)に確認したところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。申立期間は、A社本社からA社B営業所に異動となった時期であり、昭和24年3月に入社してから平成3年6月に常任監査役任期満了による退任までA社に継続勤務しており、厚生年金保険料も給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し(昭和28年7月1日にA社本社から同社B営業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る申立期間前後の社会保険事務所(当時)の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立てどおりの届出をしておらず、保険料を納付していない。」と回答していることから、事業主が昭和28年6月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年6月分の保険料についての納入の告知を行っておらず(社会保険事務所(当時)が納入の

告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 静岡国民年金 事案 1059 (事案 231 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月から48年4月までの期間及び平成2年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年9月から48年4月まで  
② 平成2年5月

申立期間①については、当時、国民年金と国民健康保険はセットで加入するものだと認識していたので、役場で国民年金と国民健康保険加入の手続きを同時に行い、自ら役場で保険料を納付したことを思い出した。

申立期間②については、新たな就職先が決まったころ、役場で厚生年金保険と国民年金のいずれの保険料を納付することになるのか確認して、申立期間②の1か月が国民年金の期間と言われ、国民年金保険料を納付したはずなので、未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和47年10月から48年4月までの期間に係る申立てについて、申立人は、町の国民年金被保険者名簿から、申立人が初めて国民年金被保険者資格を取得したのは、平成7年6月1日とされており、申立期間は未加入期間となっている上、当該期間当時の国民年金手帳記号番号の払出簿を調査した結果、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は無い。

また、申立人は、前述の期間に係る国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、国民年金保険料の納付を示す関連資料(確定申告書(控)、家計簿等)も無いことなどの理由から、既に当委員会の決定に基づき平成20年6月20日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回、新たに昭和47年9月を加えた申立期間①について、前回の申立てと同様、当時、国民健康保険と同時に国民年金に加入したと主張しているが、町の国民健康保険加入記録では、申立人の同健康保険資格取得日は平

成7年6月1日とされている上、申立人の国民年金手帳記号番号も同年6月ごろ払い出されており、申立人の所持する三制度共通の年金手帳でも、初めて被保険者となった日は同年6月1日と記載されていることから、このころ国民年金及び国民健康保険に係る加入手続を同時に行ったとするのが自然である。

さらに、申立期間②について、前述のとおり、申立人の国民年金被保険者資格の取得日は、当初、平成7年6月1日とされていたため、申立期間②は未加入期間となっていたが、平成17年に申立人が居住する地域を管轄する社会保険事務所（当時）において、年金記録整備及び加入記録通知を実施しており、その結果、申立人が、申立期間②当時、国民年金の第1号被保険者であったことが判明したため、未加入期間を国民年金の加入期間とされたが、この時点で当該期間は既に時効であり国民年金保険料を納付することができず、保険料の未納期間と記録訂正されているものであり、申立期間②当時、申立人が国民年金の加入手続を行っていたとは考え難く、申立人が保険料を納付したと主張する当時においては、当該期間に係る納付書が発行されることはなかったと考えられる。

加えて、申立期間①及び②に係る国民年金保険料の納付について、今回の申立てでは、自ら役場で数回にわたり納付したとしているものの、保険料を納付した状況はうかがえず、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 静岡国民年金 事案 1060

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年5月から43年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月から43年8月まで

申立期間当時、住み込み先の奥さんが、国民年金制度が始まり、国民年金保険料は100円だから私の分も納付すると言ってくれ、国民年金手帳ももらった記憶があるので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で昭和48年10月に払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことはいかならないことから、このころ国民年金の加入手続を行ったと推測され、申立人が所持する国民年金手帳にも、国民年金被保険者資格の取得日は同年6月21日と記載されており、申立期間は未加入期間となっている。

また、申立人は、住み込み先の奥さんが国民年金の加入手続を行い、給料とは別に国民年金保険料を毎月納付してくれていたと述べているが、申立人自身は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、昭和41年当時、申立人が当時居住していた区では、保険料を3か月分ごとに収納していたことから、申立人の記憶と相違する。

さらに、当時の住み込み先の関係者と連絡することができないため、申立期間の国民年金の加入手続や保険料納付の状況が不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、メモ等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年12月まで  
国民年金制度が開始された時にすぐ加入した。年をとった時に少しでも年金がもらえれば良いと思っていたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和39年7月ごろに払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたこととはうかがえないことから、このころ国民年金の加入手続を行ったと推測されるが、その時点では申立期間の一部は既に時効である。

また、申立人の所持する国民年金領収証書を見ると、昭和38年1月から同年12月までの国民年金保険料は40年6月24日に一括して納付されていることから、国民年金加入後に過去の未納分をまとめて納付したことが確認でき、申立期間当時、定期的に納付していた状況はうかがえない。

さらに、申立人は、申立期間中に転居し、転居前の区では集金により国民年金保険料を納付していたとする上、毎月の集金で納付していたのは国民年金保険料しかないはずだと述べているが、申立人が居住していた区の広報紙を見ると、同区の国民年金加入者は、当初、区役所等の窓口で印紙を購入し、国民年金手帳に検認を受ける必要があり、その後、昭和39年ごろの広報紙では、職員が保険料を集金するようになってもおおよそ3か月に一度の訪問であったことがうかがえることから、申立人の記憶は、国民年金保険料に係る集金ではなかった可能性も考えられる。

加えて、申立人は、申立人の所持する国民年金手帳（昭和39年7月22日発行）の昭和36年度及び37年度のページに割印があり当該年度の国民年金保険

料を納付していた証拠ではないかと述べているが、保険料の納付の有無にかかわらず、事務処理上、国民年金手帳から印紙検認台紙を切り離す際には割印を行うことになっていたため、当該割印は申立期間の保険料が納付されていたことを示すものではない上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書（控）等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月から47年3月まで  
私が、実家に戻って来た昭和43年に兄が国民年金の加入手続をしてくれた。この時に市職員に勧められ、兄か父親がさかのぼって過去の国民年金保険料を納め、その後も保険料を納めてくれていたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年10月ごろに払い出されており、申立人の国民年金手帳は同年10月11日に発行され、国民年金手帳保管証の発行日も同日となっていることから、このころ国民年金の加入手続を行い、満20歳到達時の41年\*月にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得したと推測されるが、この時点では申立期間の大半は既に時効であり、国民年金保険料を納付することはできない。

また、特殊台帳（マイクロフィルム）及び申立人の居住する市の国民年金被保険者記録カード（紙台帳）を見ると、昭和47年度からの国民年金保険料の納付が開始されており、申立期間は共に未納となっているなど、記録に齟齬<sup>そご</sup>は無い。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の長兄は、既に他界している上、申立人の他の兄姉に聴取しても、申立人に係る保険料の納付について承知していないため、状況は不明である。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことはいかかわらず、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年8月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年8月から46年3月まで

私は、夫の勤務先の社宅と一緒に住む同僚の妻に勧められ、隣家の方と一緒に国民年金に加入し、集金人に国民年金保険料を納めていたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人と同じ社宅で同時期に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたとする友人は、申立人同様、申立期間は未加入であり、ほかの友人も申立人と同じ社宅にいたとする時期には国民年金に未加入期間がある上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、日記等)も無く、申立期間の国民年金保険料が納付されていたことはいかならない。

また、申立人は国民年金加入手続に係る記憶が無い上、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和46年4月に払い出されており、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことはいかならないことから、このころ国民年金の加入手続を行ったと推測される。

さらに、申立人は、申立期間当時、申立人の夫が厚生年金保険被保険者であったため、国民年金の任意加入対象者となり、加入手続を行った時点からさかのぼって被保険者資格を取得することはできず、特殊台帳(マイクロフィルム)を見ると、昭和46年4月2日に任意加入しており、申立期間は未加入期間とされていることから、申立期間の国民年金保険料を納付することができたとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年5月から平成3年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年5月から平成3年6月まで

私は、事情があり年金受給が難しかったため、頑張って60歳から5年間国民年金に任意加入し受給権を得たが、申立期間当時、夫が国民年金の加入手続をしてくれ、申立期間の国民年金保険料を納付してきてくれたと思うので、未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が夫婦の国民年金保険料を一緒に納付したとしており、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は昭和53年7月に夫婦連番で払い出され、同年8月から59年4月までの保険料は共に納付済みあることから、夫婦同時に国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと推認できるが、申立人の夫も、申立期間のうち、59年5月から厚生年金保険に加入する前月の平成元年3月までは未納である。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、納付方法及び納付金額について記憶があいまいである上、申立人の夫は既に他界しているため、当時の状況は不明である。

さらに、申立期間は86か月と長期間であり、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、日記等)は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 静岡厚生年金 事案 803

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月 24 日から 51 年 3 月 1 日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。給与明細書は無いが、A事業所で勤務していたことは確かであるので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業所名簿において、A事業所が、厚生年金保険の適用事業所であることを確認することはできない。

また、A事業所があったとする所在地を管轄する法務局は、「A事業所の法人としての登記は、見当たりません。」と回答している。

さらに、オンライン記録から、申立人が記憶しているA事業所の元事業主及び元上司のそれぞれの氏名と同姓同名の複数の被保険者を確認することはできるが、これらの者の記録では、当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録を確認することはできず、連絡先が不明であることから、連絡を取ることはできなかった。

加えて、公共職業安定所が管理する申立人の雇用保険の被保険者記録では、申立期間における当該記録を確認することはできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 静岡厚生年金 事案 804

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月30日から同年4月1日まで

A事業所に昭和35年7月1日に入社し、38年8月25日に退職するまで継続して勤務していたのに、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間については厚生年金保険の加入記録は確認ができないとの回答があった。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人が申立期間において継続してA事業所に勤務していたことは推認できる。

また、A事業所の後継事業所の事業主は、「A事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなかった時期は、親会社であるB事業所においてA事業所の従業員を厚生年金保険に加入させていた。」としており、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録でも、申立人がB事業所において昭和35年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるが、当該事業所において37年1月30日に被保険者資格を喪失していることが確認でき、A事業所が厚生年金保険の適用事業所になった36年3月1日以降もB事業所において申立人は厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

しかし、前述の事業主は、「昭和36年12月のB事業所の給与台帳に申立人の氏名はあるが、37年1月の給与台帳に申立人の氏名は無い。」としていることから、A事業所が新規適用事業所となった後も、昭和37年1月30日にB事業所において被保険者資格を喪失するまで、B事業所において引き続き給与事務等を行っており、保険料が控除されていたことがうかがわれるが、これ以降の申立期間については、控除されていたことはうかがえない。なお、

前述の事業主は、「申立期間当時のA事業所の給与台帳は保管していない。」と回答している。

また、申立期間当時のA事業所の社会保険事務担当者は、「会社の指示により、申立人の昭和37年4月1日の被保険者資格の取得手続をした。また、厚生年金保険に加入していない者の給与から保険料を控除することは無い。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 静岡厚生年金 事案 805

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 6 月 10 日から 46 年 6 月 10 日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

給与明細書は無いが、A事業所に昭和 43 年 11 月頃から約 2 年 6 か月勤務していたと記憶しているので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時にA事業所に勤務していた同僚の証言から、申立人がA事業所のB事業場に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、A事業所（現在はC事業所）が保管する人事記録簿によれば、申立人は、昭和 44 年 1 月 21 日に入社し、同年 6 月 9 日に退社していることが確認でき、この記録は、厚生年金保険の加入期間と同一となっている。

また、健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、申立人は、昭和 44 年 6 月 11 日に健康保険被保険者証を返納していることが確認できる。

さらに、申立人が、B事業場の同僚として氏名を挙げた者は、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において特定することができず、申立人の申立期間当時の勤務状況についての証言を得ることはできなかった。

加えて、申立期間当時のA事業所の社会保険事務担当者特定することができず、C事業所に申立人の勤務状況、厚生年金保険料控除の状況について照会したところ、「申立期間当時の賃金台帳等の保存は無く、当時の社会保険加入についての取扱いは分からない。」と回答しており、申立期間当時における厚生年金保険の適用、保険料控除の状況について関連資料や証言を得

ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 6 月 1 日から 34 年 6 月 1 日まで  
厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。しかし、A事業所で昭和 33 年 9 月の台風のとくに土砂の運搬をした記憶がはっきりしており、申立期間も勤務していたので厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B事業所（当時は、A事業所）が保管している就労明細簿及び当時の同僚の証言から、申立人が、申立期間の一部期間についてA事業所に勤務していたことは認められる。

しかし、前述した就労明細簿によれば、申立人は、昭和 33 年 7 月 21 日付けでA事業所に雇用され、35 年 8 月までの各月の賃金記録が確認できるものの、33 年 7 月から 34 年 5 月までの期間について、厚生年金保険料の控除については確認できず、B事業所は、「提出した就労明細簿のとおり、昭和 33 年 7 月から 34 年 5 月までの期間について、厚生年金保険料の控除はなかった。」と回答している。

なお、申立人のA事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できる期間（昭和 34 年 6 月 1 日資格取得、35 年 8 月 27 日資格喪失）については、前述した就労明細簿において厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 静岡厚生年金 事案 807

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年6月1日から39年2月26日まで  
② 昭和42年6月26日から43年5月30日まで

実家が経営していた事業所で昭和32年1月まで働いた後、親戚が経営するA事業所に入社し、43年5月まで勤めていた。

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A事業所が最初に厚生年金保険の適用事業所となっていた昭和36年6月1日から39年2月26日までの期間と、再び適用事業所となった42年5月1日以降では、同年6月26日から43年5月30日までの期間の加入記録が抜けていることが判明したので、この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の同僚の証言から申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A事業所において、当時、社会保険及び給与事務を担当していた従業員は、「申立期間①において、申立人に係る社会保険事務所（当時）への届出書類を作成した記憶は無く、申立人は厚生年金保険に加入していなかったはずである。厚生年金保険に加入していない人の給与から保険料を控除することは無い。」と証言している。

また、A事業所の現在の役員は、「会社が、厚生年金保険に入っていない人から保険料を徴収することはあり得ない。」と証言している。なお、A事業所における当時の事業主はすでに故人となっていることから、申立人に係る当時の厚生年金保険の適用・控除等に関する証言を得ることはできなかった。

さらに、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和36年6月1日から39年2月26日までに被保険者資格を取得した者を確認したが、申立人の氏名は無い。

申立期間②について、同時期にA事業所において厚生年金保険の被保険者資格を有する複数の者が、「申立人について在職していた記憶が無い。」旨を証言しており、申立期間②における申立人のA事業所での勤務状況についての証言を得ることはできなかった。

また、A事業所において、当時の事業主はすでに故人となっていることから、申立人に係る当時の厚生年金保険の適用・控除等に関する証言を得ることはできなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、A共済組合の組合員として掛金をA共済組合により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 8 月 20 日から 32 年 4 月 1 日まで

B事業所に勤務していた期間のうち申立期間について、A共済組合の組合員としての記録が確認できないと社会保険事務所（当時）から回答を得た。しかし、昭和 31 年 8 月 20 日にB事業所で採用され、初日から勤務しているので、申立期間を当該組合の組合員として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C基金（A共済組合の後継組織）から提出された「勤務に関する記録」から、申立人は昭和 31 年 8 月 20 日に当該事業所に採用されたことが確認できる。

しかし、前述した記録から、申立人は、昭和 31 年 8 月 20 日に臨時作業員として採用され、32 年 4 月 1 日に正規職員として採用されていることが確認でき、C基金の担当者は、「将来、正規職員になることが決定しているD臨時作業員はA共済組合の組合員となるが、そうではない臨時作業員は当該組合の組合員とはならないとの規定がある。申立人の場合、現在残っている書類で判断する限りは、D臨時作業員であったことは確認できず、A共済組合の組合員ではなかったのではないかと思う。また、掛金も納めていなかったと考えられる。」と証言していることから、申立期間において、申立人はA共済組合の組合員ではなく、掛金を納めていなかったことがうかがわれる。

なお、オンライン記録から、申立期間当時、B事業所は、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA共済組合の組合員として、掛金をA共済組合により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 静岡厚生年金 事案 809

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 7 月 16 日から同年 10 月 31 日まで  
社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。しかし、平成 11 年 4 月 1 日から同年 10 月 31 日まで A 事業所で勤務していたはずであるのに、同年 7 月 16 日に厚生年金保険の被保険者資格が喪失となっていることに納得がいかないため、調査していただきたい。

### 第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所が管理する申立人の雇用保険の被保険者記録によると、A 事業所における加入記録は、申立期間前に確認できる当該事業所での厚生年金保険の加入期間と一致している上、別事業所である C 事業所 D センターにおける雇用保険の被保険者記録が、申立期間の一部期間（雇用保険の被保険者資格の取得年月日が平成 11 年 8 月 1 日で、離職年月日が同年 10 月 31 日）において確認できる。

また、申立人は、「C 事業所 D センターにおいて管理人の仕事をしており、朝、晩の 2 時間くらいの勤務で、日中は家で過ごしており、勤めには行っておりません。」と述べている。

さらに、オンライン記録から、C 事業所 D センターという名称の事業所は確認できず、C 事業所で厚生年金保険が適用されていたことが確認できるため、当該事業所における厚生年金保険被保険者に係る記録から、平成 11 年 8 月 1 日から同年 10 月 31 日までに被保険者資格を取得した者を確認したが、申立人の氏名は無い。

加えて、オンライン記録から、申立人は、平成 11 年 7 月 16 日に A 事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年 7 月 29 日に健康保険被

保険者証を返納していることが確認できる。

なお、B市役所に申立人の国民健康保険の加入記録を照会したところ、平成11年7月から同年10月までの期間について、当該記録が確認できるとの回答を得た。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 静岡厚生年金 事案 810

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 12 月 1 日から 20 年 8 月 31 日まで  
社会保険事務所（当時）へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、  
申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。  
自分は受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生  
年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に対しては、いわゆる短期脱退手当金が支給されたこととされているところ、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、i) 申立人が受給したとされる脱退手当金の支給対象となった厚生年金保険被保険者期間と同じ月数、ii) 当該脱退手当金の計算上の支給金額を1銭の位で四捨五入した金額、iii) オンライン記録において申立人の当該脱退手当金の支給決定日として記録されている年月日と同じ年月日、及びiv) 当該脱退手当金の支給根拠となる該当条文等の具体的な記載があるなど、一連の事務処理に不自然さはいわねえ。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月から 41 年 3 月まで  
昭和 40 年 4 月から A 事業所 B 営業所に就職し営業として勤務したが、国（厚生労働省）の記録ではその期間が厚生年金保険に未加入となっている。勤務したことは確実なので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 事業所 B 営業所は、厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できないことから、申立期間同時に厚生年金保険の適用が確認できる同事業所 C 支社で被保険者資格を取得している複数の元従業員に、申立人の氏名の記憶、営業を担当していた従業員の厚生年金保険の適用について照会したところ、申立人の氏名を記憶している者はおらず、複数の元従業員は、「営業は委任契約で、内勤等にならないと厚生年金保険に入れなかったようである。」、「営業は歩合給であり、正社員では無かった。」、「営業は厚生年金保険に入っていないことが多い。」との証言を得た。

また、申立人は、申立期間当時、A 事業所 B 営業所で営業をしていた同僚の名字を記憶しているが、申立期間同時に同事業所 C 支社で厚生年金保険の被保険者資格を取得した被保険者の中に、当該同僚と同じ名字の被保険者は確認ができなかった。

さらに、A 事業所に申立期間当時の厚生年金保険の適用、保険料控除の状況について照会したところ、「昭和 38 年後半から 40 年代前半に作成されたと思われる従業員の名簿に申立人の氏名は見当たらない。営業の職種は多岐に分かれ、①厚生年金保険に加入させる正社員営業部員、②厚生年金保険に加入させ、営業成績により基本給が変動する営業販売職、③雇用保険に加入

させ、厚生年金保険は入社後1、2年遅らせる者、④雇用保険、厚生年金保険に未加入で、歩合給など出来高制の色彩が強い個人事業主的な委任契約販売員があった。申立人は④の職種であったのではなかろうか。」と回答している。なお、申立人の雇用保険被保険者記録では、申立期間当時、A事業所での加入記録は無い。

加えて、申立人は、申立期間当時、給与から控除されていた額が多額であったことを記憶しているが、申立人は給与明細書等を所持しておらず、A事業所に申立期間当時の給与に関する資料が保存されていないことから、申立てに係る事実を確認することができなかった。

なお、A事業所C支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票で、昭和39年12月1日から45年1月13日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月1日から同年12月31日まで  
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会を行ったところ、申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実は無いとの回答を得た。A事業所B支店及びCセンターに勤務していたことは確かであるので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所B支店で働いていたとする同僚の証言及び雇用保険の加入記録から、申立人が同事業所に勤務していたことはうかがわれる。

しかし、上述の同僚は、「申立人のことは覚えているが、雇用形態及び勤務期間については分からない。」と述べている。

また、申立期間当時、A事業所B支店及びCセンターという名称の厚生年金保険の適用事業所は確認ができず、上述の同僚が同事業所D支店において被保険者資格を取得していること、及びCセンターは同事業所E支店に所属していることから、同事業所D支店及び同事業所E支店に照会したところ、「平成3年当時の資料の中に、申立人に係る記録は無い。」との回答を得た。

さらに、A事業所D支店及び同事業所E支店に係るオンライン記録において、平成3年4月1日から4年2月1日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は無い。

加えて、申立人は、平成3年4月1日から5年4月1日までF健康保険組合の任意継続被保険者であることが確認できることから、申立期間において、A事業所の健康保険及び厚生年金保険の被保険者でなかったことがうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認で

きる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 4 月から同年 8 月まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

給与明細書等はないが、A事業所に勤務していたことは事実であるので、当該期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所に照会したところ、「申立人が当事業所で厚生年金保険に加入している平成 10 年 5 月 26 日から同年 9 月 26 日までの期間は、一時期当事業所の従業員になった時期である。申立期間は、外注契約で仕事を依頼しており、当事業所の従業員ではなかった。」と証言している。

また、申立人が同じ仕事内容及び雇用形態だったと記憶している複数の者についても、A事業所における厚生年金保険の加入記録はない。

さらに、オンライン記録から、申立人は、申立期間中に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる上、申立人が提出した預金通帳の写しから、申立期間中は、国民健康保険料が口座から引き落とされていることが確認でき、申立期間当時、申立人は国民年金及び国民健康保険の被保険者であったことがうかがわれる。

なお、A事業所に係るオンライン記録において、平成 7 年 2 月 27 日から 8 年 3 月 26 日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名はない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情はない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 静岡厚生年金 事案 814

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 2 月から同年 4 月まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得たが、当該期間についてはA事業所で勤務していた記憶があるので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が勤務していたとするA事業所の所在地を管轄する社会保険事務所（当時）の事業所名簿では、A事業所という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認ができず、同所在地を管轄する法務局でも、同事業所の商業登記の記録は確認できない。

また、社会保険庁（当時）の記録から、A事業所の事業所名に類似した事業所、同事業所が存在していたとする所在地以外にある同一名称の事業所についても確認したが、申立人が勤務したとしている事業所は確認できなかった。

さらに、申立人は、申立期間当時の事業主及び同僚の氏名の記憶が無く、申立人がA事業所に勤務していたという証言を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 9 月から 50 年 3 月まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A事業所に勤務していた申立期間について厚生年金保険の加入記録がない旨の回答を得た。  
この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親から聴取したところ、「娘は、退学後、A事業所（またはB）に就職したが、半年も勤務しなかった。本採用になる前に退職したため、厚生年金保険には加入していないと思う。」との証言を得たほか、申立人の母親からは、「申立期間当時、娘は父親が加入していた健康保険の被扶養者であったので、勤務先で厚生年金保険には加入していないと思う。」との証言を得た。

また、申立人の両親は、「娘の勤務先は、C市にあった。」と証言していることから、C市を管轄する社会保険事務所（当時）の事業所名簿を調査したが、A事業所という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認ができない。

さらに、A事業所の名称に類似する事業所をC市において確認することはできたが、当該事業所から、「当事業所は、厚生年金保険に加入していない。」との証言を得た。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 6 月から 36 年 3 月 1 日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

A 事業所に勤務していたことは確かであるので、当該期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している複数の同僚の証言及びA事業所の組合員記録を管理しているB共済組合から提出された申立人の記録により、申立人がA事業所に勤務していたことを推認することはできる。

申立期間のうち、昭和 31 年 6 月から 32 年 11 月 1 日までの期間について、申立期間当時のA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人は 31 年 10 月 1 日に政府管掌健康保険の被保険者資格を取得し、32 年 11 月 1 日に同資格を喪失していることが確認できるが、同名簿には、「健保のみ」と記入されており、申立人の欄において厚生年金保険の記号番号が記載されていないことから、当該期間には厚生年金保険の被保険者ではなかったことがうかがわれる。

また、同名簿に記載されている申立人が記憶する同僚を含む健康保険の被保険者も申立人と同様、厚生年金保険の記号番号が記載されておらず、厚生年金保険の被保険者記録も確認できないことから、A事業所は、当該期間には政府管掌健康保険のみの適用事業所であったことがうかがわれる。

さらに、A事業所を管轄していたCは、「当時の申立人の勤務状況、厚生年金保険の適用状況は不明である。」と回答しており、B共済組合において

も、「書類の保存期限を経過していることから、勤務状況及び厚生年金保険の適用状況を確認できない。」と回答している。

申立期間のうち、昭和32年11月1日から36年3月1日までの期間について、B共済組合に照会したところ、「申立人は、当該期間においてB共済組合の組合員であり、36年4月25日に退職一時金を受給している。」との回答を得た。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間に厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。